

令和7年度 企業誘致に係る地下水利用可能量調査事業 企画提案募集要項

本要項は、千葉県（以下「県」という。）が「令和7年度 企業誘致に係る地下水利用可能量調査事業」に係る企画提案を募集するに当たり、必要な事項を記載したものである。

1 業務の概要

（1）業務名

令和7年度 企業誘致に係る地下水利用可能量調査事業

（2）委託内容

令和7年度 企業誘致に係る地下水利用可能量調査事業企画提案仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

（3）委託料の上限額

30,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（4）委託期間

契約締結日から令和8年3月25日（水）まで

2 プロポーザルに係る日程

内容	日程
公募開始の公表（募集要項等の公表）	令和7年2月3日（月）
企画提案に関する質問の提出期限	令和7年2月14日（金）正午まで
企画提案に関する質問への回答	令和7年2月21日（金）
企画提案書の提出期限	令和7年2月28日（金）午後5時まで
一次審査（書類審査）の結果通知	令和7年3月5日（水）
企画提案審査委員会の開催 （プレゼンテーション及び質疑応答）	令和7年3月10日（月）午前10時から
受託候補者の決定通知	令和7年3月中旬予定
契約締結	令和7年4月中旬予定

3 応募資格

次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 事業の達成及び事業の計画の遂行に必要な組織・人員を有する者であること。
- (2) 事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有する者であること。
- (3) 過去5年以内に、官公庁又はその他団体（民間企業含む）から、類似の業務を受託した実績を有する者であること、または、これと同等の実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 企画提案書の提出時点で千葉県の物品等入札参加資格（委託）を有する者であること。
- (6) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けていない者であること。
- (7) 募集開始の日から契約締結の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領（平成23年3月31日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として知事が定める者ではないこと。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした者でないこと。
- (10) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした者でないこと。
- (11) 「6」に記載の審査委員会の委員ではないこと。また、当該委員が自ら主宰し、役員、顧問若しくは構成員として関係する法人及びその他の組織に所属する者でないこと。

4 応募方法

(1) 企画提案書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本要項及び仕様書を十分確認の上、企画提案書を作成し提出すること。

ア 提出方法

電子メール

※メール送付後、必ず千葉県成田空港政策課企画政策室まで電話連絡（０４３－２２３－２０５０）し、提出書類の到達を確認すること。

※千葉県のメールソフトの受信容量が７．２MBのため、容量を超えるファイルを提出する場合は、大容量のデータ送信が可能なファイル転送システムを使用すること。

イ 受付期限

令和７年２月２８日（金）午後５時まで

(2) 企画提案書の構成

① 企画提案書鑑（様式第１号）

② 企画提案説明書（様式第２号）

【添付書類】 提案内容を一枚にまとめた概要説明書

③ 提案者に関する調書（様式第３号）

【添付書類】 類似業務に従事した業務実績等を証明する書類

④ 業務に要する経費に関する見積書（様式第４号）

※見積もり根拠（数量、単価）等も併せて記載すること

⑤ 業務スケジュール（様式第５号）

⑥ 会社（団体）概要（様式第６号）

⑦ 宣誓書（様式第７号）

(3) 書類作成上の留意事項

ア 企画提案説明書は、１０ページ程度とする。

イ 本業務の一部について再委託を予定している場合は、その再委託予定先と業務内容、再委託しなければならない理由を企画提案説明書（様式第２号）に記載すること。

ウ 使用する言語、通貨、単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位に限る。

エ 企画提案書提出後の差替え、追加等は認めない。

(4) 提出先

千葉県総合企画部成田空港政策課 企画政策室

「令和7年度 企業誘致に係る地下水利用可能量調査事業」担当

メールアドレス：kuukouaz@mz.pref.chiba.lg.jp

電話（確認先）：043-223-2050

5 質問の受付

本要項の内容、その他プロポーザルに関する質問は、以下のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

質問票に記入し電子メールにて送付の上、電話（043-223-2050）にてその旨連絡をすること。なお、電話やファックスでの回答は行わないので注意すること。

(2) 送付先

千葉県総合企画部成田空港政策課 企画政策室

「令和7年度 企業誘致に係る地下水利用可能量調査事業」担当

メールアドレス：kuukouaz@mz.pref.chiba.lg.jp

(3) 提出期限

令和7年2月14日(金)正午まで

(4) 回答方法

回答は、個別にメールにて送付するとともに、質問があった企業名を伏した上で、令和7年2月21日(金)までに、県ホームページに回答を掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問内容（応募状況や審査委員に関する質問等）によっては、回答しないことがある。

6 企画提案の審査

(1) 審査方法

提出された企画提案書は、「令和7年度 企業誘致に係る地下水利用可能量調査事業 企画提案審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、(3)の審査基準に基づき審査を行い、最も優れた提案者を受託候補者とする。

なお、企画提案書を提出したものが1者のみの場合でも審査を行うこととし、提案者が4者以上の場合は、書面による一次審査を実施する。

(2) 審査委員会について

ア 審査委員会は、令和7年3月10日（月）午前10時から千葉市内で開催する。

イ 審査委員会による審査は、企画提案者から提出された企画提案書に基づき、企画提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答により行う。

ウ プレゼンテーションの持ち時間は20分、質疑応答は約15分とする。

エ 審査委員会に参加できる企画提案者の人数は1者につき4名までとする。

オ 資料はあらかじめ提出した企画提案書のみを使用すること。

なお、必要に応じて提案者の会社概要がわかるパンフレットを使用することは可とする。パンフレットを使用する場合は当日6部を持参すること。

(3) 審査基準

審査にあたっては、以下の項目・審査基準に基づき総合的に評価する。

項目		主な審査基準
業務遂行能力	類似業務の経験・実績	・本業務を円滑に実施するための経験、実績は十分備えているか。
	業務実施体制	・本業務を効果的・効率的に進める組織体制、協力体制か。 ・本業務を遂行可能な人員及びマネジメント体制か。 ・業務責任者の経験や知見は十分か。
	連絡体制	・業務実施に当たっての県との連絡体制は十分か。
	業務スケジュール	・提案内容の実行が可能な業務スケジュールとなっているか。
	専門知識、適格性	・業務内容に関する知識、知見を有しているか。
企画提案内容	業務内容の理解、企画力	・本業務の趣旨、目的及び仕様書の内容を理解しているか。 ・業務に当たって必要な情報収集が可能か。 ・仕上り像が明確であるか。 ・提案された調査方法が業務目的（持続可能な地下水の産業利用に向けた検討を行う）を達成可能なものとなっているか。 ・作成される3次元的モデルが視覚的にわかりやすいものとなっているか。 ・国際的な産業拠点の形成に向けた検討及び提言について、定量的に評価可能なもの（立地規模・業種・必要水量等）となっているか。 ・調査結果を情報提供する際の広報資料素材が、企業や県民にとって理解しやすい内容となっているか。
	企画提案説明書・プレゼンテーション等	・企画提案説明書は見やすく、わかりやすい内容となっているか ・プレゼンテーションはわかりやすく、企画提案説明書と整合性がとれているか。
価格評価		・見積書は所要経費・算定根拠が明確に示され、かつ合理的な内容であるか。

※各委員の評価点の合計を集計した点数が、満点の10分の6以上獲得できない場合は、受託候補者として選択しない。

(4) 審査結果

審査結果は、令和7年3月13日（木）までにプレゼンテーションを行った企画提案者全員に対し、電子メールにより通知する。

評価得点については、企画提案者から、通知した日から起算して7日以内（休日を含む。）に、文書（様式任意）による請求があった場合は、請求者自身及び最優秀提案の

各項目の得点を開示する。

7 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案を無効とする。

- (1) 応募資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に企画提案書を提出しないとき。
- (3) 本プロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 本プロポーザルに対して、自己のほか他人の代理人を兼ねて提出したとき。
- (5) 企画提案に関して、談合等の不正行為があったとき。
- (6) 見積書の金額、住所、氏名、若しくは重要な文書の誤脱、又は認識しがたい見積又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (7) 審査委員会を欠席したとき。
- (8) 提案内容が千葉県の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれがあるとき。
- (9) 提案内容が、特定の団体や個人等を支援するものであるとき。
- (10) その他、提示した事項及び本プロポーザルに関する条件に違反、あるいは不適切な行為があったと判断されたとき。

8 委託契約

最も優れた企画提案書を提出した受託候補者と、詳細な業務内容及び契約条件等について協議し、合意した後に委託契約を締結する。なお、この協議が整わなかった場合は、次点者を受託候補者として協議を行うものとする。

(1) 契約にあたっての主な留意事項

- ア 契約にあたっては、業務委託契約書を作成し、各自1通を保有する。
- イ 業務委託契約書（案）は添付のとおりである。
- ウ 提案された企画内容をそのまま委託するものではない。
- エ 提案された企画内容をもとに仕様書を作成し、契約するものとする。
- オ 契約にあたっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納入すること。なお、契約保証金は免除する場合がある。
- カ 委託業務の全部又は一部を他に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、再委託先や再委託内容、委託理由を明記し、事前に書面により県の承諾を得たとき

はこの限りでない。

キ 受託者は「提案者に関する調書（様式第3号）」に記載した総括責任者等に当該業務を担当させなければならない。ただし、変更がやむを得ないと県が認めた場合については、この限りでない。

ク 受託者は受託業務の実施のために業務委託料から支出したことについて、帳簿及び証拠書類を、委託業務終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。さらに、県は、必要と認めるときは、受託者に対し、当該帳簿及び証拠書類の提出を求めることができる。

ケ 本件契約は、令和7年度歳入歳出予算が令和7年3月31日までに千葉県議会で可決された場合において、令和7年4月1日に確定させる。

9 その他

- （1）「3」に記載の応募資格を有しない者の企画提案書、記載内容に不備がある企画提案書等、不適切と判断されるものは受理しない。
- （2）企画提案書の作成、提出に要する費用は、全て企画提案者の負担とする。
- （3）提出された書類等は千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）に基づき、開示又は部分開示する場合がある。
- （4）採用された企画提案書の著作権は千葉県に帰属する。
- （5）質問事項については、原則として千葉県ホームページに公表する。
- （6）提案内容には、民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開とし、内容に関する質問には回答しない。